

知的創造サイクルの推進方策（案）

2007年1月26日
知的財産戦略本部
知的創造サイクル専門調査会

はじめに

知的創造サイクル専門調査会は、2006年2月に「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」を策定し、知的創造サイクルの戦略的な展開のための具体的方策を提言した。この提言を受け、2006年6月に、知的財産戦略本部により「知的財産推進計画2006」が取りまとめられた。

本年度、知的創造サイクル専門調査会は、創造、保護、活用及び人材育成分野における「知的財産推進計画2006」のその後の実施状況及び新たに生じた課題等を踏まえ、5回の会合を開催し、知的創造サイクルを更に推し進めるための具体的方策について検討を行ってきた。

本報告書は、この検討結果に基づき、知的創造サイクルの戦略的な展開を強化するため、「知的財産推進計画2006」から引き続き取組を進めていくべき事項とは別に、新たに取組を開始し又は既存の取組を強化すべき事項を中心に、具体的な推進方策を取りまとめたものである。今回の取りまとめを契機として、関係者の取組が強化され、知的創造サイクルの好循環が加速されることを強く期待する。

知的創造サイクル専門調査会の開催経緯

【2005年度】

第1回～第5回専門調査会（略）

【2006年度】

第6回専門調査会 2006年9月21日

議題(抄)：知的創造サイクルに関する課題について

第7回専門調査会 2006年10月25日

議題(抄)：知的創造サイクルに関する課題について<創造分野>

第8回専門調査会 2006年11月17日

議題(抄)：知的創造サイクルに関する課題について<保護分野>

第9回専門調査会 2007年1月26日

議題(抄)：知的創造サイクルに関する課題について<活用・人材分野>
知的創造サイクルの推進方策について

第10回専門調査会 2007年2月26日（予定）

議題(抄)：知的創造サイクルの推進方策について（とりまとめ）

知的創造サイクル専門調査会 名簿

- 阿部 博之 東北大学名誉教授 / 知的財産戦略本部員
板井 昭子 (株) 医薬分子設計研究所代表取締役社長
加藤郁之進 タカラバイオ (株) 代表取締役社長
久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表 / 大宮法科大学院大
学教授 / 知的財産戦略本部員
下坂スミ子 下坂・松田国際特許事務所所長 / 知的財産戦略本部
員
妹尾堅一郎 東京大学先端科学技術研究センター特任教授
田中 信義 キヤノン (株) 専務取締役
中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授 / 知的財産
戦略本部員
八田 達夫 国際基督教大学教養学部国際関係学科教授
前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター
長・特任助教授
吉野 浩行 本田技研工業 (株) 取締役相談役

: 専門調査会会長

(五十音順、敬称略 ; 2007年1月現在)

目次

・ 知的財産の創造	7
1. 大学等において創造されたイノベティブな知財を活かす	7
(1) 大学等の知財活動の体制整備に対する支援を充実させる	7
(2) 大学、研究開発型独立行政法人等の戦略的な特許出願を促す	7
(3) 大学等における国際的な権利取得を支援する	7
2. 大学等やT L Oの知財関連活動を強化する	8
(1) 大学知財本部とT L Oの一本化・連携強化を進める	8
(2) 大学等の中で知財関連活動に十分な資源配分を行う	8
(3) 産学官連携の現場に生じている課題に適切に対応する	8
3. 知財を活用して戦略的にイノベーションを創出する	9
(1) イノベーション創出に向けた活動に知財戦略を組み込む	9
(2) 特許情報を活用した研究開発の戦略化を促す	9
(3) イノベーションの妨げとなる仕組みを改革する	9
4. 産学官連携に係る人材を確保・育成する	10
(1) 産学官連携に係る業務の魅力を拡大し、若手人材を育成する	10
(2) 研究開発型独立行政法人において知財人材を育成する	10
(3) 大学等において国際的に戦える知財人材を育成する	10
- 1. 知的財産の保護	11
1. 特許審査・審判の迅速化と充実を図る	11
(1) 特許審査の迅速化のための取組を着実に実施する	11
(2) 情報提供制度の活用を促進する	11
(3) 拒絶査定不服審判における審理の迅速化と充実を図る	11
2. 企業による戦略的な特許出願を推進する	13
(1) 企業の出願戦略策定に役立つ情報の提供を拡充する	13
(2) 海外知財戦略、特にアジア地域における知財戦略を強化する	13
3. 利用者の利便性を高める	14
(1) 固定URLサービスの提供範囲を拡大する	14
(2) 公知意匠データベースの公開を促進する。	14
4. 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する	15
(1) One Application の更なる推進を図る	15
(2) 審査官の長期派遣による日米の国際的な連携審査を実現する	15
(3) 特許の相互承認実現に向けた取組を強化する	15

5. 意匠・商標の適切な保護を推進する	16
(1) 地域団体商標の適切な手続きの推進を図る	16
(2) マドリッド・システムの利便性の向上を図る	16
6. 農林水産分野における知財戦略を推進する	17
(1) 農林水産分野の知財情報の一元化を図る	17
(2) 育成者権の保護の強化	17
審査の迅速化を図る	17
保護強化のための体制整備を行う	17
(3) 普及指導員の知財に関する資質向上を図る	18
- 2. 模倣品・海賊版対策	19
(1) 「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」構想の早期実現を目指す	19
(2) 海賊版対策の更なる強化を図る	19
著作権法における「親告罪」を見直す	19
海賊版の広告行為を権利侵害とする法制度を整備する	20
(3) オークション事業者の迅速な対応を促進するための制度導入を図る	20
(4) 情報提供の充実を図る	20
取締等に関するデータ・情報の積極的公表を図る	20
「総合窓口年次報告書」に掲載する内容の更なる充実等を図る	20
(5) 戦略的な広報活動を推進する	21
- 1. 知的財産の活用	22
1. 企業の知財経営を促進する	22
(1) 知財活用成功(失敗)事例を収集・公表する	22
(2) 企業グループの知財経営を促進する	22
2. 未利用の知財の活用を促進する	23
(1) 企業等の戦略的な出願及び保有特許等の棚卸しを促進する	23
(2) 開放意思のある産業財産権の公開を促進する	23
3. 国際的な知財ライセンス活動を円滑化する	24
(1) 企業グループ内におけるライセンス契約締結を促進する	24
(2) 移転価格税制に基づく適正な知財ライセンスを促進する	24
- 2. 国際標準化活動の強化	25
(1) 国際標準総合戦略を実施する	25
- 3. 中小・ベンチャー企業の支援	26
(1) 相談機能を強化する	26
知財駆け込み寺に対する国の支援を強化する	26

支援機関ごとの取組を促進する	26
支援機関間の連携を促進する	26
(2) 弁理士・弁護士情報を整備・開示する	26
弁理士情報を整備・開示する	26
弁護士情報を整備・開示する	27
(3) 支援制度の利用を拡大し特許関連費用の負担を軽減する	27
現行の支援制度の利用を拡大する	27
特許の取得・維持の負担軽減策を検討する	27
地方公共団体における支援策を強化する	27
(4) 中小・ベンチャー企業と大企業との共存共栄を促す	28
知財に係る不公正な取引を防止する	28
知財をベースとしたのれん分けを促進する	28
- 4. 知的財産を活用した地域の振興	29
(1) 意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化する	29
(2) 地域の支援人材を確保し実践的サービスを提供する	29
. 人材育成	30
1. 研修機関間の情報交換及び相互協力の促進	30
(1) 研修機関間の連携の強化による多様な教育機会の提供を促す	30
(2) 人材育成の多様な情報を発信するウェブサイトの設立を促す	30
2. 学会の活用	31
(1) 自然科学系等の学会において知財の分科会等の設立を促す	31
(2) 知財系の学会において知財人材の育成に関する研究を促す	31
3. 子供の頃からの知財教育の推進	32
(1) 創造性を育む教育を組み合わせた知財教育の充実を促す	32

．知的財産の創造

1. 大学等において創造されたイノベティブな知財を活かす

< 基本認識 >

イノベーション創出に向けて、科学技術の成果を知的財産として適切に取扱うことが不可欠（「知的財産なくしてイノベーションなし」）である。特に大学等では、基本特許につながる重要な発明を知的財産として創造・保護・活用していくことが重要である。

（１）大学等の知財活動の体制整備に対する支援を充実させる

大学等において構築されつつある知財関連活動にブレーキをかけることのないよう、戦略的な知的財産の創造等に取り組む大学に対して、特許経費のほか、人材育成・確保など体制整備のために必要な支援を充実させる。

（２）大学、研究開発型独立行政法人等の戦略的な特許出願を促す

大学、研究開発型独立行政法人等において、出願を行うか否かについて、事前に当該特許の市場性や将来性を評価して厳選するなど、戦略的な特許出願を行うよう促す。

（３）大学等における国際的な権利取得を支援する

今後、大学等による国際的な権利取得の必要性が増大することに鑑み、大学等による海外出願に対する支援を抜本的に強化するとともに、紛争が生じた場合の支援体制を構築する。

2. 大学等やTLOの知財関連活動を強化する

< 基本認識 >

国立大学法人化以降のTLOの役割の変化なども踏まえ、各大学がそれぞれに最適な技術移転体制を構築するとともに、産学連携の現場において生じている課題に迅速に対処していくことが必要である。

(1) 大学知財本部とTLOの一本化・連携強化を進める

大学知的財産本部とTLOの一本化・連携強化については、各大学等や各地域において、それぞれ、既存の組織にとらわれることなく、技術移転機能を最適に取り扱える体制を構築するよう促す。特に知財本部未整備の大学については、地域型TLO、スーパーTLOの活用や、特許庁、科学技術振興機構、NEDOなどの支援事業の活用の可能性も考慮しつつ、それぞれ最適な体制の構築を促す。

(2) 大学等の中で知財関連活動に十分な資源配分を行う

各大学等が運営費交付金や競争的資金、共同研究等による間接経費を配分するに当たっては、知財関連活動に十分な資源配分を行うよう促す。

(3) 産学官連携の現場に生じている課題に適切に対応する

企業との共同研究等における学生等の取扱いの明確化、大学によるストックオプションの取得の促進など、産学官連携の現場に生じている課題に対して、迅速な対策を講じるよう促す。

3. 知財を活用して戦略的にイノベーションを創出する

< 基本認識 >

長期的観点からイノベーション戦略を展開するためには、効果的かつ戦略的な知財マネジメントを行うとともに、知的財産を活用した研究開発の戦略化を進めることが必要である。

(1) イノベーション創出に向けた活動に知財戦略を組み込む

企業等が行う研究開発の実施に当たっては、研究分野ごとの特色を考慮しつつ、具体的な経営戦略に立脚した知財マネジメントを組み込むよう促す。

国が行う科学技術戦略の策定に当たっては、適切な知財戦略を組み込む。また、新たな価値創造に結びつく革新的技術を狙った目的基礎研究や応用研究を推進する競争的資金の運用に当たっては、知的財産を活用してイノベーションを進めていくための経費を確保するとともに、その実用化を円滑にするための特許等の取得、活用の戦略を適切に評価する。

(2) 特許情報を活用した研究開発の戦略化を促す

2006年度中に大学等における特許・論文情報統合検索システムの運用が開始されることに鑑み、国からの必要な特許情報の提供を強化するとともに、各大学等においてパテントマップの作成を進めるなどにより、特許情報を活用した研究開発の戦略化を図り、研究開発の成果がイノベーションとして結実するよう促す。

(3) イノベーションの妨げとなる仕組みを改革する

研究開発型独立行政法人における知財収入の取扱いの改善をはじめとする研究開発を阻害する規制・運用の見直しを行うなど、知的財産に関連した、イノベーション創出の妨げとなる仕組みに係る課題を早急に改革する。

4. 産学官連携に係る人材を確保・育成する

< 基本認識 >

知的財産の戦略的な取扱いができる優秀な人材の産学官連携分野への参入を促進するとともに、各機関において若手人材の育成を進めることが重要である。

- (1) 産学官連携に係る業務の魅力を増大し、若手人材を育成する
大学、TLO、研究開発型独立行政法人等がマーケットを理解した上で知的財産の戦略的な取扱いを行うことのできる産学官連携人材を確保・育成するため、適切な処遇を提供し、業務の魅力を増大するように促す。また、産学官連携分野における若手人材の育成を促す。
- (2) 研究開発型独立行政法人において知財人材を育成する
イノベーションの触媒的機能を果たすものとして、研究開発型独立行政法人において、技術支援のみならず、国際的な活動に通じた人材や複数の分野に通じた人材など知的財産に理解のある人材の育成を強化する。
- (3) 大学等において国際的に戦える知財人材を育成する
大学等における国際的な産学官連携推進体制の整備などの戦略的な取り組みの強化に対して必要な支援を行い、大学等においては、海外研修等を通じて国際的に戦える知財専門人材を育成・確保するように促す。

- 1. 知的財産の保護

1. 特許審査・審判の迅速化と充実を図る

< 基本認識 >

企業の知財意識の高まりや審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増等により、審査請求件数が一次審査件数を上回る状態が続いており、特許審査の迅速化に向けた取組を更に強化していく必要がある。

同時に、安定した権利の付与など特許の質に対する要求も強まっており、迅速かつ的確な権利付与に向けて、審査・審判を通じた統一的な取組が求められている。

(1) 特許審査の迅速化のための取組を着実に実施する

任期付審査官を含む必要な審査官の確保、先行技術調査の民間外注の拡大と効率化、審査に関する品質管理体制の強化など、特許審査迅速化・効率化推進本部を中心に、特許審査の質を維持・向上しつつ、その迅速化を図るための取組を着実に実施する。

(2) 情報提供制度の活用を促進する

特許審査における外部の知見の積極的な活用を推進するため、現在「書類」の提出に限られている特許庁への情報提供をオンラインでも可能とするとともに、特許審査着手見通し時期照会を他者の出願に関する情報も得られるよう拡充することにより、特許出願に関する情報提供制度をより使いやすいものとし、その利用を促進する。

(3) 拒絶査定不服審判における審理の迅速化と充実を図る

特許審査迅速化の取組による審査処理件数の増加に伴い、拒絶査定不服審判の請求件数が増加することが予測される。これを踏まえ、審査の上級審としての厳正かつ的確な審理を担保しつつ、

拒絶査定不服審判における審理の迅速化を促進するため、審判実務の経験者を含む外部能力の活用、前置報告書による審尋の実施を推進するとともに、近年の請求不成立率の上昇に鑑み、請求人に対して審判請求の厳選等を求める。

2. 企業による戦略的な特許出願を推進する

< 基本認識 >

我が国では、年間40万件以上の特許出願がなされているが、そのうち最終的に特許されるものは約30%に過ぎない。我が国産業の国際競争力を高めるためには、我が国企業が国内における特許出願の件数を競い合う状況を改め、積極的な海外出願の促進を含む戦略的な特許出願を行うようにする必要がある。

(1) 企業の出願戦略策定に役立つ情報の提供を拡充する

特許庁により公表された企業の特許取得情報等を活用し、各企業が自社の知財戦略の状況をより客観的に自己評価できるよう公表情報の拡充を図るとともに、ウェブサイト上で各企業のより詳細な情報の加工、抽出、経年比較等を可能にする「特許戦略ポータルサイト（仮称）」を開設する。

(2) 海外知財戦略、特にアジア地域における知財戦略を強化する

中国を始めとするアジア諸国が市場としてのみならず、我が国産業の競争相手としても着実に力をつけてきている。我が国における国内企業間の競争に基づく国内出願偏重の出願構造を改め、アジアも含めた世界的な競争に勝ち残るための戦略的な海外出願を促進するとともに、我が国出願人の権利が他国においても適切に保護されるよう、諸外国の政府への積極的な働きかけを行う。

3. 利用者の利便性を高める

< 基本認識 >

知財制度をより使いやすいものにするとともに、効率的な研究開発や質の高い特許出願を促す観点からも、特許電子図書館（IPDL）により提供される産業財産権情報の拡充など、利用者の要望に適切かつ迅速に対応することが求められている。

（１）固定URLサービスの提供範囲を拡大する

企業による柔軟な産業財産権情報の検索システムの構築を容易にし、産業財産権情報の積極的な活用を促進するため、現在大学等に限定してサービスの提供開始が予定されている固定URLサービス（特許電子図書館（IPDL）の公報データに不変のアドレスが付与され外部から直接アクセスできるシステム）について、要求されるシステム性能等に関する実証調査を行った上で、その提供範囲を一般にも順次拡大する。

（２）公知意匠データベースの公開を促進する。

特許庁が保有する製品カタログ等をデータベース化した意匠公知資料につき、ユーザの積極的な活用を可能とするため、著作権者から利用許諾の得られた意匠公知資料の公開を促進する。

4. 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する

< 基本認識 >

企業活動のグローバル化が急速に進み、特許出願が世界的に増加している中、世界で統一された特許システムの構築という究極的な目標に向け、各国の特許制度・運用の調和や審査結果の相互利用・相互承認に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

(1) One Application の更なる推進を図る

日米欧三極特許庁により出願様式の統一化に関する合意がなされたことを踏まえ、単一の明細書を翻訳するだけで、複数国への出願を可能とする One Application の考え方を更に推し進め、出願様式だけでなく、多数従属請求項の取扱いや請求項数にかかる料金体系の統一など、請求項の記載に影響を与える他の要件についても統一することを目指す。

(2) 審査官の長期派遣による日米の国際的な連携審査を実現する

日米に共通に出願を行う出願人が両国において同等の審査結果を得られるようにするとともに、日米特許庁の審査官相互の信頼感を醸成するため、日米特許庁の審査官を相互に長期に派遣して、日米に共通に出願された案件を日米特許庁の審査官が共同で審査することを提案し、実現に向けた積極的な交渉を行う。

(3) 特許の相互承認実現に向けた取組を強化する

日米欧三極特許庁間における審査結果の相互利用を強化発展させるため新たに設置された「ワークシェアリングの発展作業部会」における検討に加え、日米又は日欧特許庁の二庁間において、特許の相互承認実現に向けて先行的に実施可能な実務協力を積極的に推進する。

5. 意匠・商標の適切な保護を推進する

< 基本認識 >

企業活動におけるデザイン戦略やブランド戦略の重要性に対する認識の高まり、地域団体商標制度の開始などにより、意匠及び商標制度に対する関心が高まっており、意匠権、商標権の適切な保護に向けた一層の制度整備と運用の充実が求められている。

(1) 地域団体商標の適切な手続きの推進を図る

地域団体商標制度について、登録率の向上と審査の効率化を図るため、主要な拒絶理由を類型化した出願前チェックフローチャートの配布・利用促進、地方面接審査の実施など、出願人の観点に立った普及・啓発活動を促進する。

(2) マドリッド・システムの利便性の向上を図る

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度の利用を促進するため、指定締約国の官庁による「保護を与える旨の声明」の送付などの登録確認手段の提供の義務化や言語の違いを考慮した同一性要件の緩和を含む基礎要件の見直しなど、マドリッド・システムをより使いやすいものにするための見直しの議論を促進する。

6. 農林水産分野における知財戦略を推進する

< 基本認識 >

農林水産分野には、植物新品種、家畜遺伝資源、その他の研究開発成果だけでなく、地域食品ブランドや食文化といった様々な知的財産が存在する。しかしながら、農林水産関係者の間では、知的財産の保護、活用の認識がいまだ広く普及していないため、それらを十分に活用出来ているとは言い難い。このため、「農林水産省知的財産戦略本部」の下、農林水産分野における知的財産の創造・保護・活用の好循環を生み出し、農林水産業の振興を図るための、より実効ある施策の推進が求められている。

(1) 農林水産分野の知財情報の一元化を図る

研究開発型独立行政法人、地方公共団体、大学等の公的機関に蓄積されている農林水産分野の研究成果について、情報のデータベース化を図るとともに、これら公的機関が連携し、農林水産分野における戦略的な知的財産の創造と適切な保護、活用を図るための体制を整備する。

(2) 育成者権の保護の強化

審査の迅速化を図る

現在、EUと進められている審査データの相互利用について、他の品目への対象拡大を図るとともに、他の諸外国との相互利用に関する交渉を進める。

また、植物新品種の審査官となる者の要件を明確化するほか、技術研修会の実施、UPOV（植物新品種保護国際同盟）作業部会等への参画により、審査官の資質の向上を図る。

保護強化のための体制整備を行う

種苗管理センターの品種保護対策役（品種保護Gメン）の増員

及び全国配置を進めるとともに、品種保護Gメンとなる者の要件の明確化、人材の育成を図る。

(3) 普及指導員の知財に関する資質向上を図る

農業技術・経営に関する支援活動において直接農業者に接する機会の多い普及指導員の知的財産に関する資質の向上を図るため、普及指導員の資格試験に、育成者権、商標権を中心とした知的財産権を導入する。

また、実際に侵害が疑われる事態が生じた場合に、品種保護Gメンや国、その他関係機関と速やかに連絡・連携して対応出来るよう、普及指導員に対する実務的な観点を含めた研修を充実させる。

- 2. 模倣品・海賊版対策

< 基本認識 >

模倣品・海賊版により被害を受ける我が国企業はあらゆる業種で増加してきており、模倣内容も商標から意匠・特許・種苗にまで拡大し、高度技術化、大規模流通化が進んでいる。

模倣品・海賊版は、企業の適正な国際競争をゆがめ、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させる。また、消費者の企業ブランドへの信頼を低下させ、健康や安全への被害など消費者自身の利益を損なうものである。さらには、犯罪組織やテログループの資金源になっているとも指摘されている。

このため、国内外で我が国企業や消費者を模倣品・海賊版による被害から守るよう、官民挙げて強力な対策を講ずることが求められている。

(1) 「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」構想の早期実現を目指す

我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」構想について、より一層国際的な関心を高めるとともに、関係各国との協議において、本条約構想の提唱国として、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードし、早期の実現に向け取組を加速する。

(2) 海賊版対策の更なる強化を図る

著作権法における「親告罪」を見直す

海賊版は犯罪組織の資金源となり得るなど社会にもたらす重大な悪影響が指摘されていることを踏まえ、強力かつ効果的な取締を推進し、抑止力を向上させるため、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて見直しを行い、非親告罪の範囲を拡大する。

海賊版の広告行為を権利侵害とする法制度を整備する

著作権法において、海賊版を販売するための広告行為は権利侵害を構成しないとされている。商標権・意匠権など産業財産権と同様に、著作権についても、広告行為自体が権利侵害となるような法制度を整備する。

(3) オークション事業者の迅速な対応を促進するための制度導入を図る

インターネットオークション上の売買取引は短時間で行われるため、模倣品・海賊版の流通を防止するためには、出品された段階で迅速な措置を講ずることが必要である。このため、権利者が権利侵害品の出品を確認しオークション事業者に通報がなされた場合には、権利者・オークション事業者間の適切な責任分担において違法出品の削除や出品者情報の開示の措置が迅速に行われるような制度の導入を図る。

(4) 情報提供の充実を図る

取締等に関するデータ・情報の積極的公表を図る

国民の関心が高い模倣品・海賊版対策について、その理解を促進するという観点から、国内取締、水際取締、起訴等に関連するデータ・情報について、アクセスの容易さ及びデータの利便等に十分配慮しつつ、ウェブサイト等においてより積極的かつ可能な限り詳細に公表する。

「総合窓口年次報告書」に掲載する内容の更なる充実等を図る

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が作成する「総合窓口年次報告書」の内容の更なる充実を図るとともに、関係府省が公表する模倣品・海賊版対策に関するデータや情報へ同窓口からアク

セスを容易にするための措置を講ずる。

(5) 戦略的な広報活動を推進する

権利侵害事犯の特徴等について事例を紹介したり、各種セミナーなどの機会を捉えて模倣品・海賊版の問題を採り上げたりする等、模倣品・海賊版の氾濫が社会にもたらす悪影響について訴求するとともに、政府の取組を周知する。

このような訴求・周知により、国内外において模倣品・海賊版の購入をしない適切な消費行動につなげることが重要であるという認識のもと、消費者の意識向上を図るための戦略的かつ効果的な啓発活動を、関係省庁が一体となって展開する。

- 1. 知的財産の活用

1. 企業の知財経営を促進する

< 基本認識 >

これまで知的財産を活用した企業経営の重要性が強調され、知財活用に資する制度等も様々に整備されてきているが、さらに企業の視点に立った知財経営の実践のきっかけ作りが求められている。

(1) 知財活用の成功 (失敗) 事例を収集・公表する

企業の知財経営の実践に資するよう、知的財産を幅広い観点から有効活用した経営の成功 (失敗) 事例を国内・海外を問わず広く収集し公表する。また、これらの成功 (失敗) 事例を参考にし、企業の経営層や知財部門が経営戦略を策定し、知財経営を実践するよう企業に対する啓発を行う。

(2) 企業グループの知財経営を促進する

複数の関連企業を有する企業グループが一体となった知財経営を推進するため、各関連企業が保有する知的財産を法人の枠を超えて一元管理・運用するグループ企業内信託への関心が高まっている。グループ企業内信託の利用を拡大するため、知財信託活用の検討に際し参考となるような資料や届出・申請手続に必要な書類等のサンプル (手続フロー図、各種書類の参考例、モデル信託契約書等) を網羅的に整備し、ウェブサイト等を活用して公表する。

2. 未利用の知財の活用を促進する

< 基本認識 >

我が国の企業等が保有する産業財産権の約半分が利用されていない状況にある。企業等に対し、保有している知的財産の棚卸し・再評価を促すとともに、明確な目的を持たずに保有している知的財産を有効に活用する方策の検討が求められている。

(1) 企業等の戦略的な出願及び保有特許等の棚卸しを促進する

企業等において、多様な知財ポートフォリオの構築を視野に入れた戦略的な産業財産権の出願を促し、明確な目的を持たずに保有する権利が生じないように促す。また、企業等が保有する知的財産の定期的な棚卸し・再評価を奨励し、不要な知的財産は処分するなど維持・管理コストの削減を促す。

(2) 開放意思のある産業財産権の公開を促進する

企業等に対し、他者へのライセンスや売却など開放意思のある特許・意匠等の産業財産権について、企業等の独自のウェブサイトや工業所有権情報・研修館の特許流通データベース等を用いて公開することを促す。また、これらの開放特許等が公開されている URL 等の一覧リストを工業所有権情報・研修館の特許流通促進事業のウェブサイトに掲載することにより、開放特許等の利用を検討している者が開放特許等の情報に容易にアクセスできるようにする。

3. 国際的な知財ライセンス活動を円滑化する

< 基本認識 >

我が国企業のモノの輸出から技術の輸出へのシフトや事業のグローバル化に伴い、海外への知的財産のライセンスが増加している。我が国企業の国際的なライセンス活動の円滑化を図ることが必要である。

(1) 企業グループ内におけるライセンス契約締結を促進する

企業グループ内における適切なライセンス活動を促進するため、企業に対し、海外子会社等にライセンスする知的財産（特許、商標、ノウハウ等）についての取引条件を明確に取り決める契約の締結を促す。

(2) 移転価格税制に基づく適正な知財ライセンスを促進する

企業グループが海外子会社等からの知的財産に係るライセンス料等について、移転価格税制の関連規定に基づいて適正な独立企業間価格による所得計算を行うよう促す。また、適正な独立企業間価格について税務当局に事前確認する事前確認制度の周知を図り、企業等による利用を促進する。

- 2. 国際標準化活動の強化

< 基本認識 >

高い技術力が結集された製品であっても、国際標準に基づかない製品は、グローバル市場でシェアを獲得することは困難である。

他から与えられた標準に基づき、製品化の技術で勝負する時代は終わった。我が国も標準化に対する受身の姿勢を改め、我が国発の技術が国際標準として採用されるよう、産学官が協力し、戦略的に取り組むことが必要である。

(1) 国際標準総合戦略を実施する

産学官を挙げて国際標準総合戦略の確実な実行を図る。

- 3. 中小・ベンチャー企業の支援

< 基本認識 >

我が国産業の基盤を担っており、大企業にとって欠かせない存在である中小・ベンチャー企業が知的財産を有効活用し発展することができるよう、国、地方公共団体、関係団体、大企業が一丸となって支援策を強化する必要がある。

(1) 相談機能を強化する

知財駆け込み寺に対する国の支援を強化する

事業者の相談に応ずる経営指導員向けに講習会の開催、知財専門家による個別指導、事例・Q & A集の作成などを行い、経営指導員の知的財産に関する知識を向上させる。

支援機関ごとの取組を促進する

中小・ベンチャー企業が相談を持ち込みやすくなるよう、支援機関に対し、必要な情報を開示しPR活動を強化するよう促す。また、相談者の利便性にかんがみ、支援機関に対し、相談窓口での対応のみならず訪問相談も実施するよう促す。

支援機関間の連携を促進する

相談の内容やレベルに応じた適切な支援を行うことができるよう、支援機関が相互に密接な連携を取り合い、十分に対応できない場合は適切な支援機関を紹介するよう促す。

(2) 弁理士・弁護士情報を整備・開示する

弁理士情報を整備・開示する

「弁理士ナビ」において、弁理士の専門分野や業務の実績等のユーザーからのニーズの高い情報について開示の義務化を検討するとともに、それ以外の任意の記載情報についても更なる開示を

進めるよう促す。また、新たに、弁理士事務所ごとの料金システムに関する情報や中小・ベンチャー企業への対応実績についても、任意で記載するよう促す。

さらに、地方公共団体等が行っている弁理士紹介事業の質を向上させるため、地方公共団体等に対し、登録要件の設定やユーザーからの評価情報の収集などの取組を行うよう促す。

弁護士情報を整備・開示する

ユーザーのニーズに合った知的財産に強い弁護士を紹介することができるよう、「弁護士知財ネット」や地方公共団体等の第三者機関において、専門分野や実績、ユーザーからの評価情報等を整備し、可能な情報は開示するよう促す。

(3) 支援制度の利用を拡大し特許関連費用の負担を軽減する

現行の支援制度の利用を拡大する

各種説明会や無料相談会などを活用し、中小・ベンチャー企業に対する現行の支援制度の利用拡大を図る。

特許の取得・維持の負担軽減策を検討する

ユーザーが特許の取得・維持にかかる費用の実態について多面的に分析し、その負担軽減のための方策を検討する。また、現行の中小・ベンチャー企業に対する外国出願助成制度を拡充する。

地方公共団体における支援策を強化する

地方公共団体が地域知的財産戦略本部を通じ国や他の地方公共団体の取組に関する情報を入手し、独自の支援制度を導入・拡充するとともに、域内において自らの制度と国の制度の周知・普及を図るよう促す。

**(4) 中小・ベンチャー企業と大企業との共存共栄を促す
知財に係る不公正な取引を防止する**

知的財産に関し不公正な取引を行わないことは企業の当然の責務であり、産業界において必要な取組を進めるよう促す。

知財をベースとしたのれん分けを促進する

大企業からのMBO（マネジメント・バイアウト）を促し、技術と人のスピナウトによる中小・ベンチャー企業の創出を加速する。

- 4. 知的財産を活用した地域の振興

< 基本認識 >

地域がその特性に応じた振興策を通じ、自立を図ることが求められている中、知的財産を有効に活用し発展できるような体制を整備する必要がある。

(1) 意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化する

地方公共団体の知財戦略を加速化するため、意欲的な取組を進める都道府県や政令指定都市に対し、地域知的財産戦略本部とも連携して国の支援事業を重点的に実施し、成功モデルづくりとその成果の普及を行う。

支援事業を重点的に実施する地方公共団体に対しては、産学官が連携した具体的なアクションプランを策定し、その推進体制を整備するよう求める。

(2) 地域の支援人材を確保し実践的サービスを提供する

地方公共団体が地域に根ざした支援人材を安定的に確保し、域内の中小・ベンチャー企業に対し実践的なサービスを提供することができるよう、支援人材のデータベースの整備と研修の実施、各種支援人材のネットワーク化と中小・ベンチャー企業との交流の促進、支援チームの派遣による知財戦略の策定支援と成果の普及を促す。

・人材育成

1. 研修機関間の情報交換及び相互協力の促進

< 基本認識 >

知的財産人材育成総合戦略に基づき、多様な人材を効果的に育成するためには、知財人材を育成している各種の研修機関の協力が不可欠である。知的財産人材育成推進協議会などの場を通じ、研修機関同士が連携を深め、相互協力や情報発信を行うべきである。

(1) 研修機関間の連携の強化による多様な教育機会の提供を促す

各研修機関の連携の下、異なる職種の知財専門人材（例えば、企業の知財部員、弁理士及び審査官）が議論し合う研修の実施など、各研修機関が自己の長所を活かしつつ、相乗効果を発揮した連携体制を、知的財産人材育成推進協議会などの場を通じ構築するよう促す。

(2) 人材育成の多様な情報を発信するウェブサイトの設立を促す

各研修機関の連携の下、人材育成に関する多様な情報を発信するウェブサイトを設立し、各機関の研修情報の掲載など、知財人材育成に関する総合的な情報発信を促す。

2. 学会の活用

< 基本認識 >

知的財産に係わる人材の充実を図るためには、知的財産と関わりのある様々な専門分野の人材への普及啓発やこれらの人材が知財分野へ参入するきっかけとなる機会を増やすため、専門的な知識を備えた人材が集う学会の活用を促すべきである。

また、知財人材に対するニーズの多様化に合わせ、人材の育成手法もより進化させていく必要がある。人材育成の個別の現場における経験に基づく改善に加え、人材の育成手法に関する研究の場として学会の活用を促すべきである。

(1) 自然科学系等の学会において知財の分科会等の設立を促す

研究者等が知的財産に接する機会を増やし、それぞれの専門分野に応じた知的財産の普及啓発、或いは知財分野へ参入するきっかけとすべく、自然科学系等の学会において知的財産に関する分科会の設立を促す。

(2) 知財系の学会において知財人材の育成に関する研究を促す

多様なスキルが要求されている弁理士の育成や不足が指摘されている知財人材教育者の育成など、知財系の学会において知財人材育成に関する課題の研究の実施を促す。

3. 子供の頃からの知財教育の推進

< 基本認識 >

社会人に広く求められる知財マインド（知的財産を尊重する意識）向上させ、知財民度を高めるためには、他人の権利を尊重する意識の醸成が必要である。このような意識は、子供の頃から創造性を育む教育を通じて養うことが効果的であり、家庭、地域、教育機関などを含む社会全体が協力して年齢に適した教育を行うことが求められている。

子供の頃より新しいアイデアやモノを創造することの楽しさを通じて自分や他人の創造した物を大切にする価値観を育て、他人の権利を尊重する意識へと発展させる教育を充実させるべきである。

（１）創造性を育む教育を組み合わせた知財教育の充実を促す

創造性教育により柔軟な発想力と豊かな創造性を養うとともに、自らが新しいモノを創造する体験を通じて培われるオリジナリティを尊重する意識を自己や他人の権利を尊重する意識に発展させるべく、地域の工作教室等の課外活動などにおける知財教育の充実を促す。

また、家庭、地域、教育機関などを含む社会全体が協力し、年齢に応じた適切な教育が実施されるよう、環境の整備を促す。